

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

- A－1 海上移動業務の無線局の免許後の変更手続きに関する次の記述のうち、電波法（第17条から第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
- 1

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であつて、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 2

無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- 3

電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により、無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4

総務大臣は、免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

- A－2 次の記述は、無線設備の機器の検定について述べたものである。電波法（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1

電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 2

船舶安全法第2条（同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない
- 3

船舶に施設する の機器であつて総務省令で定めるもの
- 4

電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により備えなければならない無線設備の機器（(3)に掲げるものを除く。）
- 5

電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器
- 6

に施設する無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの

A	B	C
1 船舶自動識別装置	救命用の無線設備	航空局
2 船舶自動識別装置	航海用の無線設備	航空機
3 レーダー	救命用の無線設備	航空機
4 レーダー	航海用の無線設備	航空局

- A－3 次の記述は、船舶の航海船橋に通常設置する無線設備について述べたものである。無線設備規則（第37条の28）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶の航海船橋に通常設置する無線設備には、その に、当該設備の発する磁界が の機能に障害を与えない を明示しなければならない。

A	B	C
1 きょう 筐体の見やすい箇所	他の電氣的設備	範囲
2 きょう 筐体の見やすい箇所	磁気羅針儀	最小の距離
3 設備の外部	磁気羅針儀	範囲
4 設備の外部	他の電氣的設備	最小の距離

A－4 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

① 電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人等（注）又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を A 、当該主任無線従事者 B 無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

注 免許人及び電波法第27条の23（変更登録等）第1項の登録人をいう。以下②において同じ。

② 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

③ ①及び②にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C
1 選任するときは	に選任の日から6箇月以内に	3年以内
2 選任するときは	として選任前にあらかじめ	5年以内
3 選任したときは	に選任の日から6箇月以内に	5年以内
4 選任したときは	に選任の日から3箇月以内に	5年以内
5 選任したときは	として選任前にあらかじめ	3年以内

A－5 次の記述は、電波法第65条（聴守義務）ただし書の規定により船舶局、海岸局及び船舶地球局が聴守することを要しない場合について述べたものである。無線局運用規則（第44条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶地球局にあつては、 A を行う場合又は B を行っている場合であつて、聴守することができないとき。
- ② 船舶局にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる場合
- (1) A を行う場合又は B を行っている場合であつて、聴守することができないとき。
- (2) 156.65MHz又は156.8MHzの聴守については、当該周波数の電波の C 場合
- ③ 海岸局については、 B を行っている場合

A	B	C
1 無線設備の機器の試験又は調整	現に通信	使用が制限されている
2 無線設備の緊急の修理	現に通信	指定を受けていない
3 無線設備の緊急の修理	遭難通信、緊急通信又は安全通信	使用が制限されている
4 無線設備の機器の試験又は調整	現に通信	指定を受けていない
5 無線設備の緊急の修理	遭難通信、緊急通信又は安全通信	指定を受けていない

A－6 海上移動業務の無線局を運用する場合における免許状に記載された事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－7 次の記述は、海上移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条、第39条及び別表第4号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする **A** によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 **B**」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 **B**」の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
- (1) ただいま試験中 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 **C** を確かめなければならない。

A	B	C
1 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	試験電波発射中	他の無線局の通信に混信を与えないこと
2 電波の周波数	本日は晴天なり	他の無線局の通信に混信を与えないこと
3 電波の周波数	試験電波発射中	他の無線局から停止の要求がないかどうか
4 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	本日は晴天なり	他の無線局から停止の要求がないかどうか

A－8 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① **A** 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの周波数の電波の使用は、 **B** を使用して **C** を行う場合に限る。
- ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
- (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出しを行う場合
- (2) 呼出し又は応答を行う場合
- (3) **D** を送信する場合

A	B	C	D
1 2,182kHz	無線電話	遭難通信	準備信号
2 2,182kHz	デジタル選択呼出装置	遭難通信	船舶の航行の安全に関し急を要する通報
3 2,187.5kHz	デジタル選択呼出装置	遭難通信、緊急通信又は安全通信	準備信号
4 2,187.5kHz	無線電話	遭難通信、緊急通信又は安全通信	船舶の航行の安全に関し急を要する通報
5 2,187.5kHz	デジタル選択呼出装置	遭難通信	準備信号

A－9 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第66条、第80条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 5 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。

A－10 海上移動業務の無線局の緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第67条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 緊急通信を行う場合は、識別信号は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 2 緊急通信を行う場合は、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 緊急通信を行う場合は、免許状に記載された通信の相手方及び通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A－11 次の記述は、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、 で聴守を行わなければならない。
- ② 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを に通知しなければならない。
- ④ 海岸局は、①により聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。
- ⑤ 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、 しなければならない。

A	B	C	D
1 無線局運用規則第70条の2に規定する遭難通信等に使用する電波の周波数	海上保安庁その他の救助機関	その船舶の責任者及び適当な海岸局	遭難通報を送信
2 無線局運用規則第70条の2に規定する遭難通信等に使用する電波の周波数	遭難に係る船舶又は航空機を運行する者	その船舶の責任者及び適当な海岸局	遭難通報を送信
3 無線局運用規則第70条の2に規定する遭難通信等に使用する電波の周波数	遭難に係る船舶又は航空機を運行する者	その船舶の責任者	その遭難通報に対して応答
4 これを受信した周波数	海上保安庁その他の救助機関	その船舶の責任者	遭難通報を送信
5 これを受信した周波数	海上保安庁その他の救助機関	その船舶の責任者及び適当な海岸局	その遭難通報に対して応答

A－12 次の記述は、総務大臣による周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第 7 1 条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の の指定を変更し、又は登録局の 若しくは の変更を命ずることができる。
- ② ①により の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を 。

A	B	C	D
1 混信の除去 その他特に	電波の型式、周波数若しくは 空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	総務大臣に報告 しなければならない
2 混信の除去 その他特に	周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	無線業務日誌に記載 しなければならない
3 混信の除去 その他特に	電波の型式、周波数若しくは 空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所	無線業務日誌に記載 しなければならない
4 電波の規整 その他公益上	電波の型式、周波数若しくは 空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	無線業務日誌に記載 しなければならない
5 電波の規整 その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所	総務大臣に報告 しなければならない

A－13 次の記述は、義務船舶局等（注）に備え付けておかなければならない表について述べたものである。電波法施行規則（第 2 8 条の 3）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

義務船舶局等には、 の通信方法に関する事項で を記載した表を備え付け、 から容易にその記載事項を見ることができる箇所に掲げておかなければならない。

A	B	C
1 遭難通信	主任無線従事者が行うべきもの	通常操船する場所
2 緊急通信	総務大臣が告示するもの	通常操船する場所
3 遭難通信	総務大臣が告示するもの	その無線設備の通信操作を行う位置
4 緊急通信	主任無線従事者が行うべきもの	その無線設備の通信操作を行う位置

A－14 送信局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第 1 8 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定の定めるところにより、電気通信の秘密を守ることがを要する。
- 2 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（ただし、無線通信規則に別に定める規定を参照）。
- 3 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の業務用語の一によって記載されたものでなければならない。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、かつ、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A－15 暗語の使用に関する次の記述のうち、国際電気通信連合条約（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 官用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
- 2 業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することができない。
- 3 暗語による私報は、すべての構成国の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。
- 4 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第35条（業務の停止）に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。

B－1 次の記述は、無線局の免許がその効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を廃止するときは、 ア ならない。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 イ にその免許状を ウ しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局の衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置については、 エ とする。
- ⑥ ④の規定（電波法第78条）に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかった者は、 オ に処する。

- | | | |
|-----------------------|--------------------|-------------|
| 1 総務大臣の許可を受けなければ | 2 その旨を総務大臣に届け出なければ | 3 3箇月以内 |
| 4 1箇月以内 | 5 返納 | 6 廃棄 |
| 7 電池を取り外すこと | 8 送信機を撤去すること | 9 30万円以下の罰金 |
| 10 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | | |

B－2 次の記述は、船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。電波法施行規則（第38条の4）及び無線局運用規則（第7条、第8条及び第8条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 ア 当該無線設備によって イ 、その機能を確認しておかなければならない。
- ② ①の義務船舶局においては、①によりその機能を確認めた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を ウ に通知しなければならない。
- ③ 船舶局の遭難自動通報設備については、 エ ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- ④ 遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、③により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、 オ 、これを保存しなければならない。

- | | | |
|------------------|-----------|---------------------|
| 1 毎月1回以上 | 2 毎日1回以上 | 3 擬似空中線回路を使用して試験を行い |
| 4 通信連絡を行い | 5 船舶の責任者 | 6 船舶を運行する者 |
| 7 6箇月以内の期間 | 8 1年以内の期間 | 9 当該試験をした日から1年間 |
| 10 当該試験をした日から2年間 | | |

B－3 船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者に関する次の記述のうち、電波法（第39条、第48条の2、第50条及び第81条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者であって、その選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注2）を行ってはならない。ただし、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。イ及びウにおいて同じ。

2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

イ 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作又はその監督を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

ウ 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格及び業務経歴を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から10年を経過していないとき。

エ 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における遭難通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める業務経歴を有する無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

オ 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。

B－4 次の記述は、遭難警報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 海岸局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数の電波を使用して、により、電波法施行規則別図第1号3（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報がの周波数の電波を使用するものであるときは、送信するものとする。

② 船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、の電波を使用して、無線電話により次の(1)から(6)までに掲げるものを順次送信して行うものとする。

- (1) メーデー（又は「遭難」） 1回
- (2) 3回
- (3) こちらは 1回
- (4) 自局の識別信号 3回
- (5) 受信しました 1回
- (6) メーデー（又は「遭難」） 1回

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 デジタル選択呼出装置 | 2 デジタル選択呼出装置又は無線電話 |
| 3 中短波帯又は短波帯 | 4 超短波帯 |
| 5 できる限り、速やかに | 6 受信から1分以上2分45秒以下の間隔を置いて |
| 7 当該遭難警報を受信した周波数 | 8 当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数 |
| 9 各局 | 10 遭難警報を送信した無線局の識別信号 |

B－5 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

ア すべての局は、長時間の伝送、無線通信規則に定めのない略語の伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくは紛らわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。

イ 送信局は、業務を満足に行うため十分な電力で輻射しなければならない。

ウ 混信を避けるために、送信局の位置及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。

エ 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

オ 遭難及び安全のための周波数、無線通信規則第31条（海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）のための周波数）で特定される遭難及び安全に関連する周波数並びに同規則付録第27号で特定される安全及び正常な飛行に関連する周波数に対する混信の回避には、特別の考慮を払わなければならない。